

## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人お金をまわそう基金（以下「当財団」という。）がその活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

### (公 告)

第5条 この法人は、定款第40条の方法により公告する。

### (書類の備置き等)

第6条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。  
2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

### (閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、事務局長の指定する場所とする。  
2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後5時までとする。

ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第8条 この法人は、第7条2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管 理)

第10条 この法人の情報公開に関する事務の所管部署は、総務課とする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2019年10月10日から施行する。

別表

対象書類等の名称	備置期間
定款	永久
理事会議事録	10年
評議員会議事録	10年
事業計画書、収支予算書、寄附金運用方法と計画書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類	5年
財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、寄附金運用方法と計算書	5年
会計帳簿	10年
寄附金取扱規程	永久
寄附金運用規定	永久
助成金交付規程	永久
選考委員会規程、助成対象事業選考基準	永久
個人情報管理規程	永久
会計処理規則	永久
印章管理規程	永久
情報公開規程	永久